

## 募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成 18 年 7 月 1 日  
(最終改正：平成 29 年 11 月 1 日)  
田 原 証 券 株 式 会 社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行なうこととともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等をお客様へ配分をいたします。また、募集のお申し込みは、当社に口座が開設されているお客様を優先させていただきます。

### (1) 新規公開株の場合

新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、抽選により配分先を決定いたします。

抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、配分の申込みのお客様のものを対象に、抽選日（発行価格決定日以降）に当社が行います。できるだけ多くのお客様に配分されるよう原則として複数単位の申込みは受け付けいたしません。但し、配分予定数が多い場合は、複数単位の申込みを受け付ける場合がありますが、あらかじめ申込み限度単位等を発表いたします。この場合も原則として、全申込者に対する最低単位を優先し、その後に複数単位申込者の最低単位を越えるものに対する抽選を行います。
- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる配分の申込み番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払い込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 抽選は、顧客の配分の申込み数量が当社における顧客への配分予定数量に満たない場合、抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 配分のお申し込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

当社では投資経験があり、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。

そのため、原則として過去に当社でお取引のあったお客様を中心に配分を行なうこととしております。従って、新たに新規公開株の入手のための口座開設は、ご投資経験の確認ができないことがあり、お断りする場合がありますので、ご了承下さい。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに2回の間のインターバルを設けております。

5. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の分配において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込みはお受けいたしません。

6. 当社は原則、ブックビルディングの取扱いは行っておりません。但し、ブックビルディングを実施する場合は、原則として、新規公開株に準じた配分方法を行います。なお、具体的な方法につきましては、店頭掲示等でお知らせ致します。

7. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。